

第12回定期総会議事録

議長

定刻になりましたので、ただいまより令和元年度2月第12回総会を開会いたします。

開会時間は午前9時32分です。

なお、本日の会議において、農業委員会等に関する法律第29条により、農地利用最適化推進委員の出席を求めています。本日は6番「田端龍一委員」より欠席の連絡を受けております。出席農業委員は14名中13名で、定員数に達しておりますので総会は成立しております。出席を求めた農地利用最適化推進委員の出席人数は9名です。

お願い事項として、質疑等は挙手の後、許可を得て起立して、議席番号、氏名を名乗ってから行うようお願いいたします。次に、携帯電話はマナーモードに設定し、緊急以外は通話しないをお願いいたします。

つづきまして日程1、議事録署名委員の指名ですが、席順により、議席番号10番「安藤和広」委員、11番「青木恒夫」委員をお願いいたします。

それでは、日程に従い議事に入ります。

日程2、議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、を上程いたします。今月は2件の申請がありました。それでは、申請番号1番について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、「申請人より農地法第5条第1項の規定による許可申請があったので、その適否を諮る」とのことです。

それでは、議案第1号申請番号1番につきまして説明させていただきます。

(申請番号1番について説明)

本申請について、工事資金は自己資金で賄われており、融資証明書が添付されていることを申し添えます。また、隣接耕作者の同意書も添付されております。施工業者は先月の案件と同じ業者です。

なお、本件の農地区分は、公共投資の対象にならない小集団の生産性の低い農地「第2種農地」に当たると判断されます。

最後に、調査区は小川地区になります。以上、内容説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長

それでは、調査担当区の小川地区委員より現地調査報告をお願いします。

推進委員田嶋委員

はい。推進委員の田嶋が報告いたします。2月22日土曜日9時半から農業委員4名、推進委員1名、計5名で現地調査を行いました。現地は先月の太陽光案件の近くで、休耕地で3mくらいの枯れ草が生えておりました。担当地区委員で話あった結果、やむおえないと判断しました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長

それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)

第12回定期総会議事録

- 議長 他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号1番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。
- (全員挙手)
- 議長 全員賛成ですので申請番号1番については可決、承認されました。ありがとうございました。
- つづきまして、申請番号2番について事務局より説明をお願いします。
- 事務局 つづきまして、申請番号2番につきまして説明させていただきます。
- (申請番号2番について説明)
- 本申請について、工事資金は自己資金で賄われており、金融機関の残高証明書が添付されていることを申し添えます。また、隣接耕作者の同意書も添付されており、説明会も行ったとのこと。
- なお、本件の農地区分は、公共投資の対象にならない小集団の生産性の低い農地「第2種農地」に当たると判断されます。
- 最後に、調査区は大河地区になります。以上、内容説明とさせていただきます。よろしくをお願いします。
- 議長 それでは、調査担当区の大河地区委員より現地調査報告をお願いします。
- 1番横田委員 はい。1番横田が報告いたします2月24日月曜日8時半から農業委員3名、推進委員2名、計5名で現地調査を行いました。現地は現在、小麦、からし菜、大根が耕作されておりました。調査の結果問題なしと判断いたしました。よろしくをお願いします。
- 議長 それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。
- (質疑なし)
- 議長 それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。
- 推進委員高橋委員 はい。
- 議長 はい。高橋委員。
- 推進委員高橋委員 推進委員高橋です。50kw以下は小川町のガイドラインとは関係ないんですか？
- 議長 事務局をお願いします。

第12回定期総会議事録

- 事務局 はい。事務局です。只今の質問に対してお答えします。町では太陽光発電事業に係るガイドラインが存在します。これは10kw以上のものについて環境面において配慮していただくことを基準に書かれているものになります。さらに40kwを超えるものについては、町へ届出書を提出していただいています。これは要綱であり、法令ではないため、罰則などはないのですが、事業者にそれを提出していただくことで、周辺に配慮していただくためのものになります。以上です。
- 議長 よろしいでしょうか。
- 推進委員高橋委員 はい。ありがとうございました。
- 議長 他にありますか。
- (質疑なし)
- 議長 他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号2番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。
- (多数挙手)
- 議長 賛成多数ですので申請番号2番については可決、承認されました。ありがとうございました。
- なお、議案第1号の2件は許可権者が埼玉県になりますので、以上2件は原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付いたします。
- つづきまして、日程3、議案第2号「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の承認について」を上程いたします。議案について1件の申請がありました。申請番号1番について、事務局より説明をお願いいたします。
- 事務局 議案第2号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の承認について「小川町長から農用地利用集積計画について承認を求められたので、意見の決定を諮る」とのことです。
- 小川町では通常の農家さんが行う利用権設定のほかに、H30年度より農家以外の方が1000㎡までの農地を基盤強化促進法で設定できる制度を設けました。今年はその2年目に当たります。この制度は期限を1年と限定し利用権設定を行えるもので、前回(初回)は2件の申し出がありました。今回はそのうちの1件が再設定として申し出ておりますのでご審議をよろしくをお願いいたします。
- それでは、議案書を読み上げます。
- (議案第2号について説明)
- 最後に、調査区は小川地区になります。以上、内容説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。
- 議長 それでは、申請番号1番について、調査担当区の小川地区委員より現地調査報告をお願いします。

第12回定期総会議事録

- 10番安藤委員 10番安藤が報告いたします。2月22日土曜日の9時から農業委員4名、推進委員1名、計5名で現地確認いたしました。現地は昨年10月の台風19号の影響を受ける前までは大豆等作付けしてありました。水が上がったことによる影響はなさそうでした。特に問題はないかと思えます。以上です。
- 議長 それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。
- (質疑なし)
- 議長 それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。
- (質疑なし)
- 議長 他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号1番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。
- (全員挙手)
- 議長 全員賛成ですので可決承認されました。ありがとうございました。
つづきまして日程4、議案第3号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を上程いたします。申請番号1番について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について「申請人より相続税の納税猶予に関する適格者証明書の証明願が提出されたので、その証明について意見を求める」とのことです。
本案件は今年度初めての案件になりますので少しご説明いたします。
申請者はこれから相続をされるわけですが、相続税の納税猶予を設定するために、今回議案の適格者証明書が必要になります。この書類は設定のための添付資料として必要なものです。
現在の相続税猶予は、その後3年ごとに、先月ご審議いただいた「引き続き農業経営を行っている旨の証明」を税務署に提出することで、相続税猶予の期限を更新していく仕組みです。この提出を怠るとその時点で相続税の支払いが発生します。先月説明させていただいた通り、現在は永年耕作が条件となっていますので、この仕組みが生涯続くこととなります。
以上を踏まえまして、議案書を読み上げます。
(議案第3号について説明)
最後に、調査区は竹沢地区になります。以上、内容説明とさせていただきます。
よろしくをお願いします。
- 議長 それでは、申請番号1番について、調査担当区の竹沢地区委員より現地調査報告をお願いします。

第12回定期総会議事録

- 推進委員吉岡委員 推進委員の吉岡が報告いたします。2月23日日曜日8時から、農業委員2名、推進委員2名、計4名で現地調査を行いました。現地は栗の木や梅が植わってありました。日頃除草等もされており、大変きれいな状態です。担当地区委員としては問題ないかと思えます。以上です。
- 議長 それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。
- (質疑なし)
- 議長 それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。
- (質疑なし)
- 議長 他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号1番について、納税猶予に関する適格者証明を発行することに賛成の方の挙手を求めます。
- (全員挙手)
- 議長 全員賛成ですので、議案第3号申請番号1番について、証明書を発行することで承認されました。ありがとうございました。
- つづきまして日程5、議案第4号「農業委員会の法令順守の申し合わせ決議」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。
- 事務局 議案第4号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について諮る」とのことです。
- それでは、議案書を読み上げます。
- (議案書を朗読)
- こちらの案件について補足説明いたします。昨年10月、2町村において、農業委員会の会長が農地法違反と収賄の疑いで逮捕され、農業委員会の農地法違反等に関する不祥事は本件を含め過去1年で4件となり、この間、農林水産省から2回の通知が発出されました。
- それを受けまして、小川町農業委員会においても、農業委員会の綱紀粛正について話を何度か話をさせていただいておりますが、これが不祥事が続いたことにより、昨年11月28日に開催された令和元年度全国農業委員会会長代表集会において「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ決議」がなされました。これに基づき、市町村農業委員会においても同様の決議をするものであります。
- 農業委員、農地利用最適化推進委員の皆さんは、特別職の非常勤職員でありますので、法令に則り適正に農地制度を運用することはもちろんのこと、飲酒運転は絶対にしない、させない、など、日ごろから高い論理感を持ち、法令遵守を徹底するために申し合わせ、決議するものであります。
- 議長 ありがとうございました。それでは、本案について質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。
- 2番根岸委員 はい。

第12回定期総会議事録

議長 はい。根岸委員。

2番根岸委員 2番の根岸です。過去にそういったことがあり、戒めの意味でこう言った決議をすることは理解できますが、農業委員は3年が任期となっており、当然委員の入れ替わりがあるかと思えます。その中で、こういったことを引き継いでいくのは非常に難しいなと思いました。以上です。

議長 ありがとうございます。他にありますか。

(質疑なし)

議長 それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)

議長 他に質疑がないようですので、採決に入ります。議案第4号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」について、本案を決定することに賛成の方の挙手の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、本案については原案の通り決定いたしました。ありがとうございます。農業委員、推進委員の皆さんにおかれましては、引き続き法令を遵守し、公平・公正な職務の遂行をお願いいたします。

つづきまして、日程6、報告第1号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」を上程いたします。今月は1件の届け出がありました。事務局より報告をお願いします。

事務局 はい。事務局より報告いたします。報告第1号農地法第5条第1項第6号の規定による届出について「申請人より農地法第5条第1項第6号の規定による届出があったので、報告する」とのことです。

申請番号1番を報告いたします。

(申請番号1番について順に読み上げる)

以上、報告いたします。

議長 ありがとうございます。

つづきまして、日程7、報告第2号「農地の改良等に係る届出について」を上程いたします。今月は1件の届出がありました。事務局より報告をお願いします。

事務局 はい。事務局より報告いたします。報告第2号農地の改良等に係る届出について「申請人より農地改良に係る届出書が提出されたので、報告する」とのことです。

申請番号1番を報告いたします。

(申請番号1番について順に読み上げる)

以上、報告いたします。

第12回定期総会議事録

議長

ありがとうございました。

つづきまして、「その他」について入ります。その他として議題として取り上げることはないでしょうか。

(挙手なし)

議長

ないようですので、以上で本日の日程はすべて終了いたしました。これをもちまして令和元年度2月第12回小川町農業委員会総会を閉会いたします。閉会時間は午前10時47分です。